

令和2年5月22日

福島県立医科大学
医学部生、看護学部生の皆様

登校のための条件

国の緊急事態宣言の効果もあり、新型コロナウイルス感染者の発生も減少しており、また5月15日をもって県の緊急事態措置における大学への休業要請も解除されたことから、少しずつ大学を開放していく予定です。既に図書館では5月20日から貸出が再開し、また、大学内でアルバイトができるようデスクネット（メニュー→新型コロナ→学生に関する情報）にアルバイト募集の掲載を始めました。来月には附属病院でのアルバイトも再開できるよう準備を進めております。

そこで、大学に登校できる条件を改めて皆さんに通知いたします。目的によらず（実習、MD-PhD（医学部生）、図書館の利用、アルバイト等）、いずれの場合でも以下の2つの条件を満たしていることを求めます。

- 1) 福島に2週間以上滞在し、直近2週間に県をまたいだ移動をしていないこと
（ただし他県から通学している場合は除く）
- 2) 健康ダイアリーに2週以上連続して記載し、健康状態に問題がないことを確認できること

感染が収束すれば様々な活動が順次可能となりますが、当分の間は上記の2点が大学敷地内に入るための必須条件です。これまで登校の必要がなく、健康ダイアリーを記載していない皆さんは今日からでも記載を再開してください。そうすることで、6月8日以降は大学敷地内での一部の活動は可能となります。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況に応じた講義や実習の進め方、アルバイトの自粛等の判断基準については来週中に皆さんに通知します。

今後の感染状況は予想できませんが、どのような状況になったとしても、制限が解除された時にはすぐに活動が開始できるよう、健康ダイアリーへの記載をするとともに、「3つの密」を避けること、マスクの着用や、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保といった基本的な感染対策を徹底する「新しい生活様式」の定着にも努めるよう併せてお願いします。

公立大学法人 福島県立医科大学
教育・研究担当理事兼副学長（学務担当）
錫谷 達夫